

心ならずも罪を犯してしまった人たちの 立ち直り支援にご協力ください

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構は、地域の皆さまのご協力により、
罪を犯した人や非行のあった少年の就労支援などを通じて、安心して安全な社会づくりに
貢献する組織です



人はみな、
生かされて
生きてゆく。

認定特定非営利活動法人
千葉県就労支援事業者機構

千葉県就労支援事業者機構について

ごあいさつ

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構は、地域に住む全ての人達に生き甲斐を与え、その暮らしを守る活動の担い手です。保護司、更生保護女性会、篤志家の方々及び協力事業主の皆様などには、心ならずも犯罪をしてしまった人達の更生のために御協力を頂いていますが、その数など、広がりはやや少ないという誇りを免れません。就労支援事業者機構は更生を図る人達を支援する多くの個人や団体に加えて、従来、犯罪をしてしまった人の雇用に距離を置いていた大手企業に参加いただき、地域を挙げて更生保護活動を支援し推進しようとするものです。就労を直接支援し難い企業には、雇用主に対して資金面での協力をお願いし、活動の輪を広げて参りたいと考えています。

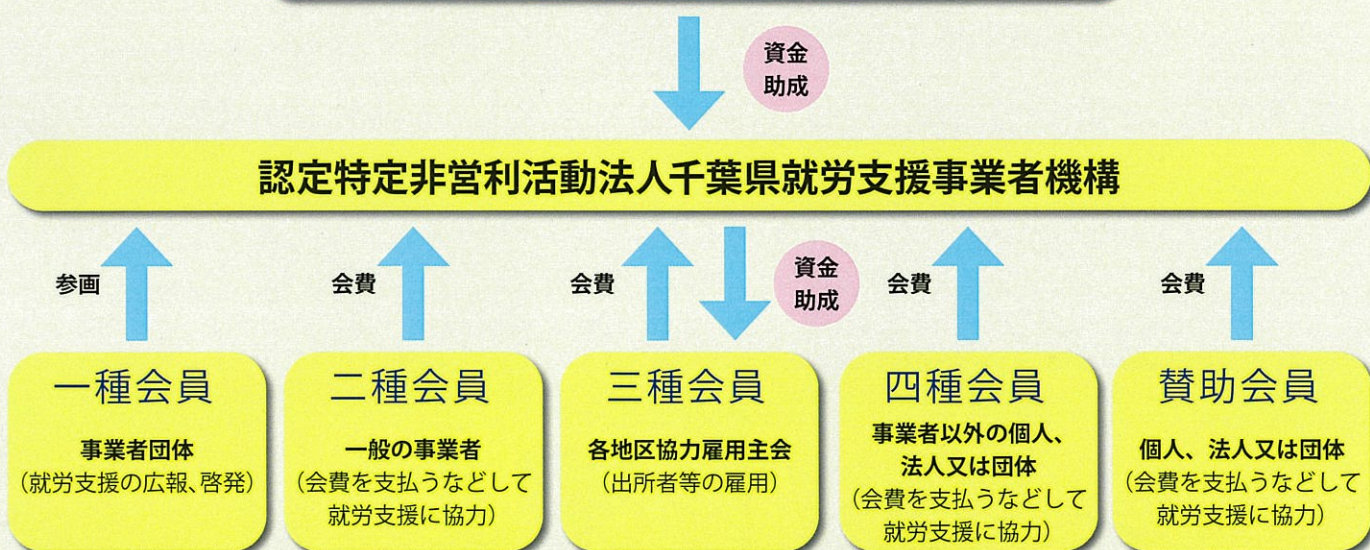
就職の機会を得て経済的に自立する道を与えることこそが、最善の更生策です。刑法犯で検挙される人のうち再犯者の割合は、ほぼ 50% と高い水準で推移していますが、その責任の一端はそのような人達が日常生活の中に入ってくることを拒んでいる私たちにあるのです。就労支援事業者機構に参加する企業が一社でも多くなることを期待しています。



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
会長 渡邊 勝彦

■組織図

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構



■役員体制

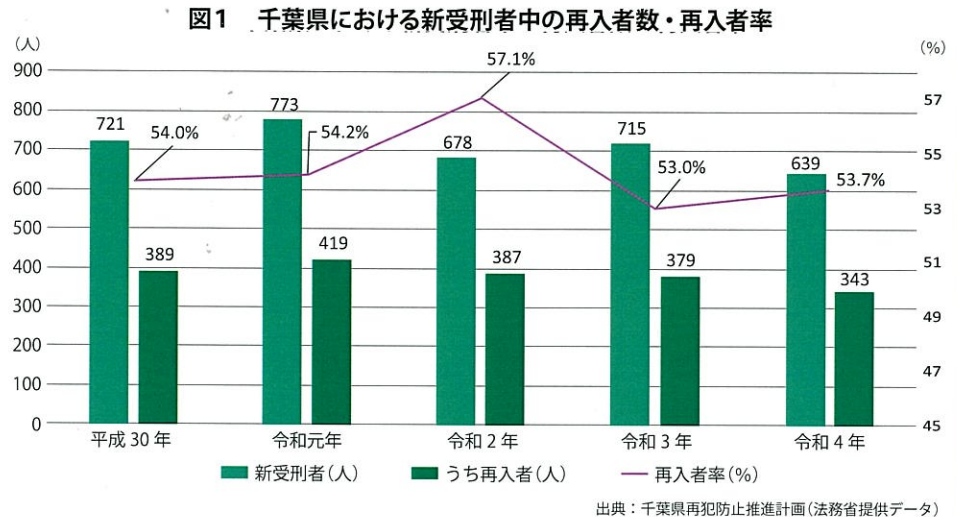
会 長	東方地所株式会社	顧問	渡邊 勝彦	理事	千葉テレビ放送株式会社	相談役	篠塚 泉
副 会 長	関東地方更生保護事業連盟	会 長	小畑 哲夫		株式会社ベイエフエム	代表取締役社長	久保 健
	千葉県の更生保護を考える議員の会	会 長	阿部 紘一		株式会社千葉日報社	代表取締役社長	中元 広之
常務理事	千葉県更生保護助成協会	理事長	吉田 平		古谷乳業株式会社	代表取締役社長	古谷 裕彦
	千葉県保護司会連合会	会 長	清宮 一義		市原地区協力雇用主会	会 長	笠原 貞子
	千葉市保護司会連絡協議会	副会長	宮崎九州男		松戸地区協力雇用主会	会 長	戸田 栄造
	稲毛地区協力雇用主会	会 長	佐藤 正彦		柏地区協力雇用主会	会 長	横尾 好永
理 事	千葉県商工会議所連合会	専務理事	吉野 毅		国立大学法人千葉大学	理事・副学長	後藤 弘子
	千葉県経営者協会	専務理事	高橋 秀穂		千葉県更生保護女性連盟	会 長	藤代よし子
	千葉県経済同友会	事務局長	天野 宏隆		千葉商工会議所	議 員	並木 敏伸
	千葉県商工会連合会	専務理事	山口 幸宏	監 事	緒方会計事務所	所 長	緒方 隆幸
	千葉県中小企業団体中央会	専務理事	斉藤 清				
	千葉県中小企業家同友会	会 長	山本 克己	顧問	大本山成田山新勝寺	貫 首	岸田 照泰
	日本製鉄株式会社東日本製鉄所	君津地区副所長	高松 利明		株式会社千葉銀行	元頭取	早川 恒雄

(令和6年8月31日現在)

なぜ就労支援が大切なのでしょう

1. 安全な社会のためには再犯を防止することが重要です

千葉県再犯防止推進計画を見ますと、過去5年間の刑務所入所者数は減少傾向にあるものの、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50%以上を推移しており、初めて刑務所に入所した人よりも多い状況が続いています。



2. 再犯の防止のためには就労の支援が必要です

再入所者の再犯時の職業の有無を見ますと刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職です。(図2)

保護観察期間終了時に無職の人の再犯率は、仕事についている人に比べ約3倍と高く、不安定な生活が再犯リスクを高めていることがわかります。(図3)

このため、保護観察期間中に就職活動をサポートし安定した生活を送れるように支援することが、再犯を防止し、安心で安全な社会には必要となります。

図2 再入所者の再犯時の職業の有無(全国)

出典：令和5年版犯罪白書

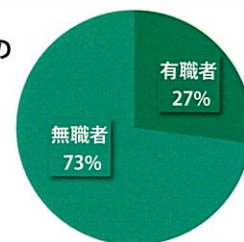
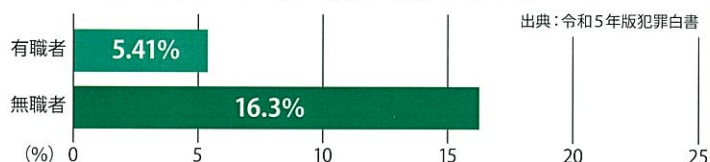


図3 保護観察終了時の職の有無と再犯率(全国)

出典：令和5年版犯罪白書



千葉県の現状では保護観察期間終了時に約3割の人が無職です。

千葉県就労支援事業者機構は、千葉保護観察所、保護司会、協力雇用主会等関連団体と連携して、こうした人たちの就労を支援しています。

3. 千葉県就労支援事業者機構が実施している就労支援事業

【更生保護就労支援事業(法務省受託事業)】

千葉県更生保護就労支援事業所

平成26年度より毎年法務省の「更生保護就労支援事業」を受託し、千葉保護観察所の指導のもと、保護司会や協力雇用主のご協力もいただき、保護観察期間中の人への「就職活動支援」と「職場定着支援」を実施しています。

【無料職業紹介事業】

千葉県就労支援事業者機構無料職業紹介所

令和3年度から保護観察期間中以外の人にも支援活動ができるよう、厚生労働省より「無料職業紹介事業者」の許可を取得し、弁護士会や地方検察庁等からの紹介を受けて職業あっ旋をしています。(許可番号 12-ム-300027)

入会のお願

犯罪や非行をした人の就労による立ち直りを支援することを通じて千葉県の治安の改善を目指す、私たちの事業を支えて下さる会員を募集しております。

会費年額	1口	1千円
正会員	二種会員(事業者)	10口以上
	四種会員(個人及び事業者以外の法人又は団体)	2口以上
賛助会員	(個人、法人又は団体)	2口以上

※正会員は、総会の議決権を有します。

※ 入会申込書は当機構ホームページにあります。ダウンロードしてお使いください。

URL : <https://www.chibakenkikou.jp/joinus/>

■ 皆さまからいただいた会費・寄附金は、次の事業に活用させていただいております。

◆ 協力雇用主を対象とした研修会の開催

千葉保護観察所と連携して、協力雇用主を対象とした情報交換会や研修会を開催しています。

◆ 雇用協力事業者、刑務所等出所者に対する助成金、見舞金の支給

刑務所等出所者を雇用する事業者に対しては給与支払助成金と損害を被った場合の見舞金を、所持金の少ない支援対象者に対しては就職活動のための交通費や支度金、当面の生活資金を援助しています。

◆ 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報活動

ホームページや広報誌、研修会等を通じて更生保護事業の重要性について広報啓発活動を行っています。

※ 過去3年間の活動内容や決算の状況はホームページでご覧いただけます。



■ 沿革

- 平成 21 年 7 月 千葉県就労支援事業者機構の設立総会を開催
- 平成 21 年 12 月 千葉県より「特定非営利活動法人」(NPO 法人) の認可を受け活動を開始する
- 平成 27 年 7 月 千葉市より「認定特定非営利活動法人」(認定 NPO 法人) の認定を受ける
- 令和 3 年 5 月 厚生労働省より「無料職業紹介事業者」の許可を受ける
(許可番号 12-ム-300027)

■ 連絡先 認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎 6 階 千葉保護観察所内
電話 : 043-243-0086 FAX : 043-306-3055 Mail : info@chibakenkikou.jp